

社会福祉法人小鹿野福社会役員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鹿野福社会（以下「法人」という。）の非常勤の役員並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を受ける役員等及びその種類、額は別表第1のとおりとする。

(報酬の支給及びその支給期日)

第3条 日額で定める報酬（以下「日額報酬」という。）は、その報酬を受けべき者が、次の各号に該当して、職務を行う場合に、その勤務日数に応じてこれを支給する。

- (1) 職務を遂行するために、正規の会議に出席したとき。
- (2) 職務を遂行するための調査、研究、検査、審査、立会いその他これに関する事務のために、正規の招集若しくは依頼に応じて職務を行ったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、その職に係る事件に関して従事したときで、その性質上報酬を支給することが適当であると認めるとき。

2 報酬の支給期日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日額報酬の支払期日は、職務の行われた日（職務が継続して執られたときは、職務の引き続いて行われた日の最終日）とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が前条第1項各号に該当して職務を行う場合は、その職務を行うために要する費用の実費を支給する。ただし、小鹿野町区域内においてその職務が行われるときは、町内在住役員等には支給しない。

- 2 前項の役員等が職務のため町外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。ただし、乗合自動車の料金が定額を超える場合の車賃は実費額による。
- 4 第1項及び第3項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、「社会福祉法人小鹿野福社会旅費規程」の例による。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月19日から施行する。（一部改正）

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する（一部改正）

別表第1

(単位 円)

職 名	報酬の種類	金 額
理 事 長	日 額	10,000
理 事	日 額	5,000
監 事 (公認会計士の資格者)	日 額	30,000
監 事 (税理士の資格者)	日 額	20,000
監 事 (その他の者)	日 額	10,000
評 議 員	日 額	3,000
評議員選任・解任委員	日 額	3,000

別表第2

(単位 円)

職務の 区分	車賃 (1 kmに つき)	日 当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)	
		郡内	県内	県外	県内	県外
役 員	37	1,300	2,000	2,600	11,800	13,100